

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ムロアジ類東シナ海、マルアジ日本海西部・東シナ海系群

2. 参考人

氏 名	岡部 聖二
所属又は職業等	野母崎三和漁業協同組合 代表理事組合長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

マルアジやムロアジの漁獲は、まき網漁業の性格上アジ類やサバ類との混獲が多くを占める中、数量管理による資源管理をどの様に行うか検討が必要である。また主要魚種と比較し漁獲量の割合が少ない魚種に対する漁獲回避指導等が漁業経営へもたらす影響を精査する必要がある。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

混獲による漁獲後、九州地区では市場による水揚げ選別が行われ、その後の販売になるので、現在取り組んでいる漁獲情報等デジタル化推進事業が進めば、収集体制は構築できると考える。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

主要魚種と比べ、過去のデータが正確性に乏しいと思われる中で、漁業者への信頼度がある目標を設定することができるか。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

先行する魚種と違い狙い操業を考慮する方法が提案されたが、丁寧かつわかりやすい説明が求められる。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

混獲による漁獲が多くを占める魚種であるため、マルアジ・ムロアジの数量管理が漁業経営に影響を与えないか更なる検討が必要と考えられる。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

一般的に休漁対策を行いつつ、小型魚に対しては漁場移動を行うことで漁獲圧を下げることを行っているが、漁獲量が最も多いまき網漁業では、漁法上体長制限は取り組めないと考える。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

長崎県の中・小型まき網漁業（マルアジ）
長崎・鹿児島県の中・小型まき網漁業（ムロアジ）
大臣許可の大中型まき網漁業（ムロアジ）

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

混獲魚種に対する資源管理の在り方。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ムロアジ類 (東シナ海)、マルアジ日本海西部・東シナ海系群

2. 参考人

氏 名	佐々木 倫一
所属又は職業等	天草漁業協同組合 副組合長 (熊本県漁業協同組合連合会 理事)

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

・ムロアジ類及びマルアジのねらい操業はなく、棒受網漁業により混獲されることが多いため、漁獲量が数量管理の上限に近づいた際に、ねらい操業の対象としている別の魚種の漁に影響が出ないように、混獲を避ける手法や数量管理手法を検討していただきたい。
・数量管理を行う場合、短期間で大量に漁獲する大中型まき網と他の漁業種類は分けて管理すべき。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

・漁獲量の大部分は漁協で把握しているが、漁獲が少量の場合は雑魚として水揚げされるため、正確な漁獲量の把握は困難と考えられる。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

・漁業種類によって漁獲量が異なるため、関係者間で不公平が生まれないように注意すべき。
・例えば、特定の漁業種類だけで漁獲枠を消費しないよう、漁業種類ごとに漁獲枠を分ける等の工夫が必要。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

・漁獲枠の設定による急激な収入減少を軽減する弾力的な措置をお願いしたい。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・ ムロアジ類、マルアジはともに混獲が主であることから、これらが管理数量上限に到達することにより他の管理対象魚種（今後対象となるものを含む）の漁が如何に制限を受けないようにするのが課題。
- ・ 国主導による上記制限回避に向けた仕組み構築が必要。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・ 牛深海域の棒受網漁業

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・ 上記④の仕組みに関すること。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・ 大臣管理区分（大中型まき網）及び関係都道府県の対象魚種主要漁業種類

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ムロアジ類東シナ海、マルアジ日本海西部・東シナ海系群

2. 参考人

氏 名	吉武新吾
所属又は職業等	鹿児島県旋網漁業協同組合監事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

薩南海域（鹿児島県南部沖合）で操業する鹿児島県の中型まき網漁業では、ムロアジ類は周年混獲されるが、サバ類の漁獲が減少した時期は、ムロアジ類狙いの操業を行うこともあり、中型まき網漁業において経営上、重要な魚種となっている。一方でマルアジは混獲が主体の魚種で、サバ類、アジ類等に混じって漁獲されることが多い魚種である。

鹿児島県の中型まき網漁業における近年の漁獲量は、ムロアジ類は2000トン前後、マルアジは200トン前後で推移している。

ムロアジ類・マルアジのTAC管理の導入については、以下の点で必要性や効果に疑問がある。

- ・ムロアジ類5種とマルアジは、それぞれ生態が異なり、鹿児島県沖合で操業するまき網漁業では、漁場も異なり同時に漁獲されることが殆どない魚種であり、ムロアジ類とマルアジを一緒にTAC管理することにどのような意味があるのか。
- ・資源評価によると、ムロアジ類やマルアジは、東シナ海に広く分布し、近年の漁獲量は、中国約40万トン、日本約1万トンとされており、日本だけでTAC管理をしても資源管理の効果があるか。

ムロアジ類・マルアジの漁獲量をベースにした資源評価については、以下の点で精度、信頼性に疑問がある。

- ・東シナ海のムロアジ類は、中国の漁獲量が圧倒的に多いなか、資源評価に使用される漁獲データは、分布範囲の片隅でわずかに漁獲されたものに過ぎず、漁獲量も推計値が多用されている。
- ・ムロアジ類は、サバ類の漁獲が減少したときに代替魚種として漁獲している魚種であり、漁獲圧は、サバ類とムロアジ類の来遊状況次第で変化している。
- ・ここ数年、海水温度の上昇などの影響によりムロアジ類を含む青物の回遊に変化が見られ、これまでの漁獲データがあてにならない状況である。

TAC管理導入の必要性や効果、管理導入の根拠となる資源評価の精度、信頼性に疑問があることから、ムロアジ類・マルアジへのTAC管理導入につい

ては、反対である。

資源管理の必要性は認識しているが、漁獲規制を伴うTAC管理対象魚種の拡大は、漁業経営に大きな影響も与えかねないことから、先行魚種の成果を見極めた上で、漁業経営への影響もふまえて、漁業者に信頼できる資源評価をもって段階的な推進を望む。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

鹿児島県の中型まき網漁業の漁獲情報は、各水揚市場から県の研究機関へ提供されているが、県全体をリアルタイムで把握出来る体制は未整備で、集計出来るのは1ヶ月後となっている。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

3の(1)記載のとおり

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

3の(1)記載のとおり

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

鹿児島県旋網組合では、1ヶ月の水揚げ日数を18日以内と定めて、漁獲努力量の削減を行っている。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マルアジ（東シナ海系群）・ムロアジ類（東シナ海系群）

2. 参考人

氏 名	揚野 功
所属又は職業等	枕崎市漁業協同組合（鹿児島県）

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

当枕崎漁港に水揚げされる青物魚、所謂、まき網漁業による漁獲数量は直近 5 ヶ年間（'17 ～ '21）において平均 27,695 トン／年であり、内、ムロアジ類（マルアジ含む）の漁獲数量は平均 3,860 トン／年間となっています。

同期における鹿児島県全体の平均漁獲量は約 4,102 トン／年であり、当該魚種においては、県域で水揚げされる殆どの漁獲量が当港に集中（94.1%）すると言っても過言ではないと思われます。

'21 及び '22 に於いては春サバ漁が極少であった為、中・小型まき網船の年間総漁獲数量は 2 万トンに満たないまで落ち込み、ムロアジ類の漁獲総体割合としては、約 20%と各段の割合を占める事になります。

数量管理により大幅な漁獲量削減が伴うと、漁業者は無論、仲買者、荷役従事者など流通に携わる者にとっても死活問題であると判断致します。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

当港において、選別が困難である豆サバや小イワシなどと一緒に混獲される対象魚の仔魚漁獲量は明確には把握できておりませんが、概ねムロアジ類は選別仕分けが出来ており、漁獲報告は随時行っております。

収集体制の問題点とすれば、TAC 枠数量を設定した時に枠内操業当初は共有する漁獲情報のタイムラグがあったとしても問題ないと思われます。しかし枠限界量の直前になった際の収集の迅速さ及び、逆に漁業者への情報共有通達のシステム強化が必要であると考察します。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

当水系群の海区において、当該魚種の分布調査図は示されているが、操業場所としては、この分布図において一部の区域に集中している。また、水産白書や各

水揚げ統計資料など視た時、漁獲量の数値において、まき網船団数減少そのものや網数減少動向との因果関係係数は掛けてはいるとは思われるものの、果たしてその数値が実際の資源量増減に合致しているのか疑問に思われます。

温暖化による魚類生息域の北上化や黒潮大蛇行など、昨今の海況に於ける資源量の評価を的確に出す事は非常に難しいと思いますが、出来得る限り近似値での資源評価を行い、枠設定をしていただければと思います。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

やはり、漁業経営を圧迫しない漁獲枠の設定をお願いしたいものです。

④の設問でも述べさせていただきますが、採択しようとする漁獲シナリオには各個の検証制度をもって対応し、留保枠の活用に平等性を持たせていただきたいと思います。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

数量管理導入・実施後は、その管理が適切な施策なのかを短期にて実証、検証しなければならないと考えます。

検証実施期間においては短期とは言えども、漁獲には魚種や漁獲量に波があったり、また資源回復の見極めや漁獲増・再生産が可能であるかを判断するには数年以上の検証をする事が必要であると判断します。

実施するに当たっては、やはり漁業者や関係者など現場意見の聴取を出来るだけ多く行い、評価数値の適切さを見極める必要があると思います。

その際、短期での実証確認を行えば軌道修正対応が柔軟になるのではないかと思います。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

当該漁船事業において体長制限による管理・狙い操業措置は漁法性質上、厳しいと思われ、数量管理以外では、やはり休漁期間の増幅だと思えます。

しかし、現行、5日間／月間の休漁日を定め、併せてひと月の水揚げ日数を18日以内としております。また、漁船乗組員および陸揚げ後の荷捌き者・仲買仕立て者などの人員不足・労働環境改善の観点から、月に一度は日曜日に休漁とする事が漁労者と当組合での十分な検討を重ね実行することが決定され、資源管理については、現在でも前向きに取り組んでいます。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

当水系群以外にも当該魚種の漁獲はあるものと思われます。

東シナ海海域から北上する太平洋側沿岸域の漁業者への影響はないか等、生息域・漁獲方法に捉われずに幅広い意見聴取が必要ではないかと思います。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

①の設問で回答しましたが、規制枠を設定することにより、漁業者だけでなく、流通関係者へ、SDG s は基より環境保全も含めたメリット／デメリットを十分に理解し、納得していただく事は必須であります。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

管理対象の範囲としては、管理手法の可否もありますが、管理が可能であるとすれば管理区分に関係なく、全ての漁業種に当てはまるものではないでしょうか。

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

特にありません。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ムロアジ類東シナ海、マルアジ日本海西部・東シナ海系群

2. 参考人

氏 名	梶島 光次郎
所属又は職業等	鹿児島県水産技術開発センター 主任研究員

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

ムロアジ類東シナ海系群は、ムロアジ・クサヤモロ・モロ・オアカムロ・アカアジの5魚種をまとめて一つの系群として取り扱っている状況にある。

また、マルアジを含めたムロアジ類全体の東シナ海・日本海における2020年の我が国の漁獲量は7,097トンであるのに対し、中国における2020年のアジ類（マアジを除く）の漁獲量は414,349トンとされ、本資源全体の漁獲量に占める我が国の漁獲量の割合はごくわずかと思われる。

本系群に数量管理を導入するにあたっては魚種毎の資源評価・漁獲シナリオの検討や、同じ資源を利用する外国との調整が必須であり、現段階における本系群への数量管理の導入は時期尚早と思われる。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

鹿児島県においては、マルアジを除くムロアジ類5魚種の漁獲量について魚種別の漁獲量を明確に把握できていない。

資源評価結果を見る限り、大臣管理の大中型まき網や他県においても同様の状況と慮される。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源管理目標を導入するのであれば、まずは魚種別の資源評価を行い、魚種毎の資源動向を把握したうえで、それぞれの魚種毎に資源管理目標を設定することが必須と思われる。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

②と同様であるが、魚種毎の資源評価を行ったうえで、各魚種に見合った漁

獲シナリオについて検討する必要がある。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

②、③と同様であるが、数量管理を導入・実施するのであれば、やはり魚種別の資源評価を行い、魚種別に漁獲シナリオを検討したうえで数量管理を行う必要がある。

また本資源の数量管理にあたっては、我が国よりも漁獲量が極めて大きい中国等の外国とも足並みを揃える必要がある。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

本県の主力漁業である中型まき網においては、鹿児島県地先海域における1ヶ月の水揚げ数は18日以内としており、また原則月に5日間の休漁を設けることとなっている。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

ムロアジ類を漁獲する可能性のあるすべての地域・漁業種類・関係者から幅広く意見を徴収する必要がある。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

ムロアジ類・マルアジとも、資源評価報告書の「6. その他」に現状の問題点として漁獲量が正確に把握できていないこと、全体の資源量を把握するには外国漁船の情報も必要であることが記載されており、現状の資源評価でこれらの問題点を抱えていることについては漁業者にもしっかりと説明していただきたい。

また、資源評価の手法、資源評価結果、漁獲シナリオ等についても、漁業者がしっかり内容を理解できるように説明をしていただきたい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

数量管理を行うのであれば、本資源を漁獲する可能性のあるすべての漁業を等しく対象とすべきである。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ムロアジ類東シナ海、マルアジ日本海西部・東シナ海系群

2. 参考人

氏 名	高須 清光
所属又は職業等	株式会社タカスイ 代表取締役

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

【鹿児島県旋網組合におけるムロアジ類、マルアジの漁獲状況等】

鹿児島県旋網組合では、ムロアジ類はサバ類の来遊が少ない時に薩南海域で短期間、専獲される魚種であるが、周年にわたり混獲もされている。漁獲量はサバ類やムロアジ類の来遊状況次第で変動し、近年は1000トン～2000トンで推移している。

ムロアジ類の漁獲量の変動は、資源の変動より上記の要因によるところが大きく、現時点で乱獲しているとはいいがたく、緊急なTAC管理の必要性は感じない。

また、同組合では、マルアジは九州西岸の沿岸域で漁獲されるが、専獲されることは少なく殆どがサバ類やマアジと混獲され、近年の漁獲量は数百トン以下で推移している。

【数量管理の導入・必要性への疑問】

ムロアジ類5魚種は、個別の資源評価がされていない。分布・生態が異なるものを漁獲実績をもとに一括して資源を評価している。漁業者の信頼に足る資源評価とは思えず、ロートマップありきで、TAC管理魚種の拡大が進められようとしている。

東シナ海で中国が「その他アジ類」として40万トン以上漁獲しているなか、日本は東シナ海及び日本海西部でムロアジ類とマルアジで1万トン弱の漁獲しかなく、日本だけで資源管理をしても効果があるとは思えない。

【資源評価の精度、信頼性についての懸念】

資源評価を行うための十分なデータがないことから、分布・生態の異なる5魚種を一括りにし、かつ、資源の分布範囲の縁辺部のわずかな漁獲データをもとにして、研究者間で評価精度が認知されているといえない「2系規則」という方法で資源評価が行われており、その精度、信頼性には大きな疑問がある。

評価のもととなる漁獲データは、大中型まき網漁業の漁獲成績報告書による

が、報告書の魚種区分は、現行様式では「むろあじ類（まるあじ類を除く）」、改正前の様式では「むろあじ」となっており、ムロアジ類5魚種が集計されていない可能性がある。

混獲が多い操業実態からCPUEによる評価は、他魚種の漁獲等による影響を受けて資源状態を表す指標となるか疑問である。（「狙い操業」という形での補正を行ってもどれだけ影響を排除できるのか不明である）

【ムロアジ類，マルアジの数量管理導入に対する意見】

現在入手可能なデータと手法で資源評価はされていると思われるが、上述のとおり、ムロアジ類は分布・生態の異なる魚種の一括評価であること、資源分布の縁辺部の限られた漁獲・かつ混獲が多い漁獲のCPUEに基づいた2系の評価であること、過去の漁獲データの精度に疑問があることから、漁業者の信頼に足る精度で資源評価が行われているとはいいがたく、その資源評価をもとにした数量管理の導入は、時期尚早である。

（2）各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

漁業者の資源評価への精度，信頼性への懸念を払拭されることが前提あり，将来的な評価評価の精度向上を前提として，現在の資源評価で数量管理を進めることは，漁獲制限を強いられる可能性のある漁業者に対して，あまりにも無責任である。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

漁業者の信頼に足る資源評価が行われているとは思えないことから，その資源評価をもとにした数量管理の導入は，時期尚早である。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

--

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

我が国の鹿児島県から鳥取県までの漁獲データに基づく評価であり、中国などの漁獲を除外して資源評価してるが、これで管理しようとしている資源を正確に評価していることになるか疑問がある。

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ムロアジ類東シナ海・マルアジ日本海西部・東シナ海系群

2. 参考人

氏 名	保田井 真
所属又は職業等	日本遠洋旋網漁業協同組合

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・当組合所属船による、これら資源の利用は、以前は東シナ海沖合（遠洋）域において専獲を目的に漁場や主漁期があったが、近年は中国漁船の進出拡大による漁場占拠や燃油価格の高騰もあり、当該海域へ出漁する機会が殆どなくなり、現状の漁獲実績では過去利用できていた東シナ海南部及び西部にあるべき資源量が抜け落ちてしまっているのではないのでしょうか。
このように大中型まき網漁業（東シナ海の沖合遠洋海域で遠まき組合所属船による漁業）では近年、外圧的要因により著しい漁業のあり様の変化が発生している。
2系の漁獲管理規則の適確性はよく分からないが、データが少ない（少なくなっている）、漁業のあり様が大きく変化している当該資源について、広域的なTACに基づく管理が適当なのか疑問がある。
- ・本資源については、専獲する場合がある海域や漁業と、ほぼ混獲だけの海域や漁業があることから、TAC管理だけを拙速に前提とせず、TAC以外の管理手法も含めて、慎重な議論を重ねる必要があると思います。
- ・そもそも本資源の大半を中国漁業が採捕している可能性がある中、全体の漁獲量の一部のみを利用している我が国だけがTACによる管理は効果的なのか。
- ・対象種の分布や漁獲実態は必ずしも明らかではないと思われるが、我が国漁業は資源の分布の縁辺部で全体漁獲のごく一部のみを漁獲しているに過ぎないのではないかと。その中で我が国のみがTAC管理を行うことにどんな意味があるのか疑問。管理の議論に入る前にまず、漁獲の全体像を把握し、そのうえで適切TAC以外も含め適切な管理手法を検討すべき。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・大中型まき網漁業の漁獲成績報告書ではムロアジとマルアジを区分した報告が求められているが、市場仕切書は地方名もあり、特にムロアジ類5魚種について適確に区分集計が出来ているかは分からない。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・ 2 系の漁獲管理規則に基づく資源管理目標が適切かどうか漁業者では理解できない。
- ・ 2 系の評価では東シナ海沖合での出漁機会がほとんどない近年 5 年の漁獲実績に係数をかけて ABC を決定すると思われ、これで TAC が決められると TAC の制限で東シナ海沖合での出漁がますます困難となってしまうのではないか。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・ 漁獲シナリオの検討に入るのは時期尚早ではないか。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・ 前設問と同じです。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・ どのような資源管理手法が適当なのかは、我が国近海海域で専獲される操業が多い、ムロアジについては鹿児島県沖合、マルアジについては長崎県沖合の操業形態に基づいて当該海域で操業する漁業者及び関係県を中心に検討したらよいと思います。（あくまでローカルの資源管理措置として）
- ・ 全域を対象とした一律的な資源管理措置（TACを含む）については、本資源の過半を漁獲しているであろう中国等の漁獲状況が全く不明であること、また、その操業の影響で我が国漁業のあり様が大きく影響を受けていることから混乱が生じる（漁業現場の理解は得られない）ことが懸念され、慎重に議論を重ねる必要があると思います。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・ 前設問と同じです。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・ 前設問と同じです。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・ 前設問と同じです。

（3）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・ データ数が少ないまた他国漁業の影響を大きく受けている資源管理のあり方については

従前のTAC対象魚種と同様に管理するのは時期尚早と考えます。